



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | 音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用：独占的状态規制の適用可能性に関する研究<br>[論文内容及び審査の要旨]                                                           |
| Author(s)           | 姜, 連甲                                                                                                                     |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                                                                     |
| Degree Name         | 博士(法学)                                                                                                                    |
| Dissertation Number | 甲第11928号                                                                                                                  |
| Issue Date          | 2015-06-30                                                                                                                |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/59659">https://hdl.handle.net/2115/59659</a>                                         |
| Rights(URL)         | <a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a> |
| Type                | doctoral thesis                                                                                                           |
| File Information    | Jiang_Lian_jia_abstract.pdf, 論文内容の要旨                                                                                      |



**学 位 論 文 題 名**  
**音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用**  
**—独占的状态規制の適用可能性に関する研究—**

**学 位 論 文 内 容 の 要 旨**

本稿は音楽著作権事業分野における競争的管理政策が確立されてから十数年を経過した現在（2015 年時点）も、JASRAC の独占状態がほとんど変わっていないことに着眼し、音楽著作権者が自らの意思に基づき著作権管理の方式や著作権管理団体を選択できるようにするために、複数の著作権管理団体がこの分野で競争状態を作り出す基盤をいかに構築するか（競争的管理政策の実現）を、独占禁止法の観点から検討する論文である。全体は 5 章によって構成している。

まず、第 1 章において本稿の問題意識と目的を示す。音楽著作権の管理は非常に特殊な事業分野であるだけに、世界各国では如何なる管理方式を用いるかについて様相が異なっている。日本の音楽著作権管理事業における制度改革の目的は従来の JASRAC の独占を前提とする管理方式（「独占的管理方式」）から、「著作権者が自らの意思に基づき著作権管理の方法や著作権管理団体を選択でき」、「複数の著作権管理団体がこの分野で競争状態を作り出す基盤を整える」方式への転換である（「競争的管理政策」）。ところが、政策方針の転換にもかかわらず、著作権等管理事業法の施行から十数年を経過した現在（2015 年時点）も JASRAC の独占状態は続いている。このような現状をもたらした原因はどこにあるか、そして競争的管理政策の実現のためにどう対処すべきかの検討が本稿の問題意識と目的である。監督官庁（文化庁）の役割や事業法（著作権管理事業法）の更なる改正には限界があるとの認識のもとに、独占禁止法による規制を考慮すべきであるとの考え方を示す。

続く第 2 章では、規制緩和後も著作権等管理事業法の想定するようには新規参入が進まない理由を明らかにする。JASRAC をプラットフォームとする音楽著作権管理事業という両面市場では、権利者側（管理楽曲）の増加が利用者側の規模拡大に繋がり、また利用者側の規模拡大が権利者の増加を更に促すという JASRAC の独占状態を強める間接的ネットワーク効果が存在している。他方で権利者にとって、①JASRAC から離れると委託楽曲を使用されなくなり、国内外で完全な管理サービスを受けられない事態に直面し②音楽出版社の場合は新しい管理事業者との接続電子システムも新たに構築する必要があり、大きな負担となる。利用者側にとっても JASRAC を離れると使用上の効率性や利便性を失うおそれがある。これらの事情はいずれもスイッチングコストとなり JASRAC の独占状態を維持・強化させるロックイン効果に繋がることを検討した上で、楽曲コンテンツはゲームコンテンツ等とは異なり「歌い継がれる」等の性質を持っているため、規制緩和だけでは JASRAC という既存のプラットフォームによるロックイン効果が解除されがたいこと（自然治癒機能の限界性）を明らかにしている。

この成果に基づき第 3 章において、JASRAC の独占状態に対する独占禁止法による規制態度として想定されうるものとして①独占の弊害の発生を抑制する一定の市場条件の重視（コンテストバリティ理論）、②市場支配力の形成・維持・強化に繋がりうるファクターを違法行為として捉える私的独占の規制、③Essential Facility 法理による規制（構造的排除措置を含む）、及び④「純粹構造規制」即ち、独占的状态それ自体を対象に構造的競争回復措置を命じる独占的状态の規制とい

う四つのアプローチを取り上げ、詳細に検討している。

最初のコンテストビリティ理論では同理論の前提条件を満たさないことからこのアプローチを否定する。第二、第三のアプローチは最も考えられる行為規制の方法であるが、しかし両方とも違反要件の該当性においても排除措置の設計においても困難な問題があることを指摘する。そして、これらの検討を経て、本稿は市場特性を考慮した上での効果的な競争環境の創出の点で、考えられ得るアプローチとして、独占的状态の規制（純粹構造規制）が最も適しているとの結論に達する。

この結論に基づいて、第4章と第5章では音楽著作権管理事業分野における JASRAC の独占状態が独占的状态(第2条第7項)に該当するか、該当するのであれば、如何なる有効かつ実施可能な競争回復措置(第8条の4)を講じうるかについて検討している。まず、第2条第7項の該当性について、立法背景及び立法過程の考察を通じて第2条第7項3号の本来の法趣旨が競争の実質的制限状態の存在を捉えることにあり、同号と第1号、2号と併せて構成している第2条第7項の独占的状态を、通常の競争の実質的制限状態(例えば、独占禁止法第2条第5項の私的独占における競争の実質的制限)よりも更に高い程度の競争実質的制限状態として解釈することができることを明らかにしている。このような法解釈に基づいて判断すると、JASRAC の独占状態は第2条第7項の各号要件を充たし独占的状态に該当するという結論に達する。

その上で第5章において第8条の4に基づく競争回復措置の内容を検討している。検討に当たって、同条のただし書きに抵触しないということは当然必要であるが、同時に本稿は(1)著作者が音楽産業の源泉であり、楽曲の委託者市場で競争が生まれれば、それに連動するだけの競争が楽曲の利用者市場においても生まれると考えられ、(2)競争プロセスの創出を重視し、権利者の選択自由を最大限に保障するという検討姿勢を貫いている。このような考え方にに基づき本稿は「録音権等」、「出版権等」そして「インタラクティブ配信」について、期間限定・補償付きという前提で、管理事業内容の一時的変更(管理業務の休止・開放)を命ずるという競争回復措置を検討・提案している。「演奏権等」、「放送・有線放送」、「貸与権」及び「業務用通信カラオケ」の管理業務を命令の対象としない理由も詳しく検討説明している。

本稿の競争回復措置における利点はその実施が実質的には著作権信託契約約款の改定や信託契約管理範囲の変更という形で進められることとなるため、生産部門や製造設備に対する大掛かりな再編作業が必要ではなく、従来の企業分割とは大きく異なっているものの、市場構造の変化をもたらするという効果の面においては企業分割と共通している点にある。競争回復措置によって新規管理事業者が JASRAC との競争に必要な事業基盤を構築する機会を得ることができる一方、各新規管理事業者が独自の手数料と管理プランを設けて権利者の争奪戦を展開するため、権利者が各自の基準で新たな管理事業者を選択することとなり（選択の機会が少なくとも3回ある）、権利者の選択権が保障されることとなる。

競争回復措置により現状の実質一社独占状態よりは少しでも競争的管理の構図が形成できれば、権利者と利用者の選択肢や管理競争の拡大、そして音楽産業発展の推進力となることも期待できると考えられる。